

第9回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和5年12月11日(月)
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 2番 青木 一人 3番 杉山 幸進 4番 野坂 時夫
5番 長倉 喜美男 6番 澤谷 政夫 7番 鳥山 良子
8番 秋田 孝明
5. 欠席委員氏名 1番 沖津 由藏 9番 濱谷 和恵
6. 出席職員氏名 事務局長 田中 幸彦 主査 秋田 凌
7. 案 件

報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告 第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告 第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案 第3号 非農地証明願の承認について

議案 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

事務局長 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和5年12月1日に招集告示致しました「令和5年度 第9回農業委員会定例総会」を開会致します。

(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日出席されている農業委員は7名で、1番 沖津委員と9番 濱谷委員が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。また農地利用最適化推進委員より2名出席されております。なお、2名より欠席の届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉 (～会長あいさつ～)

事務局長 それでは横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉 それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。(異議なし) ご異議なしと認め、議長より指名致します。

2番 青木 一人 委員、3番 杉山 幸進 委員を指名致します。

次に会期の決定を行います。総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますがご異議ございませんか。(異議なし) ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 それでは1ページをお願い致します。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続1件の1筆、面積822㎡であります。また、あっせんの希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。(意見なし)意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 2ページをお願い致します。報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。青森地方法務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので、現地調査を実施致しました。今回は3件の5筆でございます。番号1については、〇〇集落より〇〇へ約〇〇〇m付近の字〇〇〇地区に位置しております。現況は、相当前からと見受けられる程度に山林化しておりました。次に番号2については、〇〇〇地区にあります〇〇より〇〇〇へ線路を越えて〇〇〇m付近に位置しております。こちらは2筆とも原野化しておりました。

次に番号3については、〇〇〇地区の〇〇〇〇〇〇〇〇より南へ約〇〇〇m付近の〇〇〇地区内に位置しております。当該地は平成27年12月21日付けで非農地証明済であります。現況については積雪により進入できませんでしたが事前に積雪前の現況写真の提出があったため、確認したところ原野化しておりました。この結果、全国農業会議所より通知のあった非農地判断マニュアルに基づき農地への復旧は困難であること、また周辺の山林原野化により復元しても継続的な利用が見込まれないことから非農地として回答致しました。位置図については、3ページから5ページにございます。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

議長 長倉 納得という事でよろしいですか。他意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 6ページをご覧ください。報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告致します。農地法施行規則第68条第1項の規定により、合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。今回は、農地中間管理事業により農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画による利用権設定に係るものが2件の2筆、〇〇〇〇㎡を合意解約するものであります。解約理由は、別の耕作者と農地中間管理機構を新たに活用し利用権設定をする予定とのことです。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。
(意見なし) 意見なしと認め、報告第3号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは7ページをお願い致します。ご説明する前に本日の議案に係る現地調査は11月30日(木)に、農業委員3番 野坂委員及び農地利用最適化推進委員の秋田委員と高橋委員並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。

それでは議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は1件でございます。申請地については、現在譲受人が前から耕作しており、売買にて所有権移転し、今後も耕作するものであります。申請地の位置図は8ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 秋田 (～現地調査結果 報告～)

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。本件を、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

次に議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは、9ページから11ページをお願い致します。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明致します。今回の申請は3件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。

まず9ページの番号1については、横浜町再エネ協議会で構成員となっているものが再エネ法にて風力発電機を建設する予定であるため、一時転用にて建設工事に係る仮設ヤード等として利用する計画であります。利用計画については、13ページから14ページをご覧ください。14ページに記載されておりますとおり、黄色部分が農地となり緑色部分が非農地となります。

次に9ページの番号2から11ページの6の2までご説明致します。こちらは全て同一の譲受人となっております。事業に使用する〇〇及び〇〇〇の保管場所が必要となったことから転用する計画となっております。利用計画については、15ページと16ページを併せてご覧ください。西側から順に番号4は、〇〇〇〇置場、番号3・2と6の2は〇〇〇〇置場、番号6の1は〇〇置場、番号5は〇〇〇置場となっております。農地区分については、農地からおおむね300m以内に鉄道の駅が存在していることから第3種農地ですので転用許可の見込みはあります。

事務局 秋田 次に11ページの番号7の1及び7の2について、ご説明致します。位置図18ページから20ページをご覧ください。こちらは風況観測塔設置のため、一時転用の許可申請をして1年間風況を測定するものであります。県の担当者へは事前に調整済であります。現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 高橋 (～現地調査結果 報告～)

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定致します。

議長 長倉 次に議案第3号 非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは21ページをお願い致します。議案第3号 非農地証明願の承認について、ご説明致します。今回の申請は2件の2筆でございます。番号1については、当初から農地として使用したことがなく農地として使用するには面積も狭いため地目変更を希望するものであります。

次に番号2については、申請地の周辺が山林で囲まれており接道がなく耕作が不可能であり相当前から山林化していることから地目変更するものであります。申請地の位置図は22ページから23ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 秋田 (～現地調査結果 報告～)

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑応答～)

議長 長倉 納得ということでこれより採決致します。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので議案第3号は承認することに決定致します。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認についてですが、横浜町農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に、農業委員〇番 〇〇〇〇委員が該当しますので、審議が終了するまで一時退席して下さい。

(～〇〇〇〇 委員 一時退席～)

それでは、議案第4号について事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 24ページをご覧ください。議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、ご説明致します。今回の申請は1件で、農地中間管理機構を活用するものであります。申請地については、〇〇地区の〇〇〇〇にあります〇〇〇〇より南へ約〇〇〇m付近に位置しております。元々別の耕作者が〇〇を作付けしておりましたが、耕作することが出来なくなったため所有者から事務局へ相談があり、本計画の耕作者が作付けすることとなりました。契約内容は〇年間の賃貸借とし、〇〇等を作付けする予定です。申請地の図面は25ページにございます。以上です。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。（質疑なし）質疑なしと認め、これより採決致します。議案第4号を原案のとおり決定とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定致します。議案第4号の審議が終了しましたので、〇〇〇〇 委員の入場を認めます。

(～〇〇〇〇 委員 入場～)

議長 長倉 以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。その他、事務局から何かあればお願い致します。

これもちまして、令和5年度第9回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和5年12月11日(月)

横浜町農業委員会

議長 長倉 喜美男 印

議事録署名者 印

議事録署名者 印